平成25年度

国民健康保険税

問い合わせ先 税務課 ☎0968（25）7206

国民健康保険税（以下「国保税」）は、皆さんが病気やけがなどで保険証を使って病院にかかるときに必要となる医療費の大切な財源になっています。

国保税は、国保加入者につき算定した医療給付費分の保険税（以下「医療分」）と後期高齢者支援金分の保険税（以下「支援金分」）、そして国保加入者のうち40歳から64歳の人（以下「第2号被保険者」）につき算定した介護納付金分の保険税（以下「介護分」）の合算額となります。

納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主です。加入者一人一人が納税義務者ではありません。世帯主が国保の加入者ではなくても家族の中に国保の加入者がいるときは、納税の義務を負うことになります。納税通知書などは全て、世帯主宛てに届きます。

平成25年度の税率

平成25年度の税率などは表1のとおりです。昨年度から税率などの変更はありません。

（表1）税額＝医療分＋支援金分＋介護分（40歳～64歳）

区　分	医療分	支援金分	介護分
所得割（前年中の所得に応じて）	8.0%	2.5%	2.0%
均等割（加入者1人当たり）	28,000円	7,800円	10,000円
平等割（1世帯当たり）	25,000円	7,500円	7,000円
課税限度額	510,000円	140,000円	120,000円

軽減適用

所得が一定基準以下の場合、医療分と介護分の均等割、平等割についてのみ、7割・5割・2割の軽減措置があります。ただし、所得申告がされていない場合は、軽減の対象になりませんのでご注意ください。

7割軽減 国保加入者全員（擬制世帯主を含む。以下同じ）および特定同一世帯所属者の所得の合計が、33万円以下の世帯

5割軽減 国保加入者全員および特定同一世帯所属者の所得の合計が、「33万円」＋「24万5千円×世帯主を除く国保加入者数の人数」を超えない世帯

2割軽減 国保加入者全員および特定同一世帯所属者の所得の合計が、「33万円」＋「35万円×擬制世帯主を除く国保加入者数の人数」を超えない世帯

非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減

倒産・解雇・雇い止めなど、非自発的な理由によって離職した人は、国保税が軽減される制度がありますので、税務課までお尋ねください。

対象者 次の要件の全てに該当する人が対象になります。

▼平成21年3月31日以降に離職した人

▼雇用保険の特定受給資格者、または特定理由離職者

▼ハローワークが交付した雇用保険受給資格者証（離職コードが11、12、21～23、31～34のいずれかに該当していること）をお持ちの人・離職日時点で65歳未満の人

※雇用保険特例受給資格者証や雇用保険高年齢受給資格者証をお持ちの人は対象になりません。

軽減内容

非自発的失業者本人の前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定します。

※前年中の所得が確定していない場合は軽減ができません。申告が済んでいない人は、税務署へ確定申告書の提出、または市へ市県民税申告書を提出してください。

軽減期間 離職日翌日の月から、その月の年度の翌年度末までの期間です。

（例：平成25年3月31日に離職した場合は、平成25年4月から平成27年3月31日まで）

※職場の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

申請に必要なもの 雇用保険受給資格者証、印かん

申請場所 税務課、各総合支所市民税務係

国民健康保険税の納期限

普通徴収（納付書または口座振替）の人は、年間の税額を8期に分けて支払っていただきます。7月に納税通知書を送ります。納付書で納める人には1年間分の納付書をまとめて送付しますので、納期ごとにお支払いください。口座振替の人は毎月25日ごろ口座から引き落とされます。

特別徴収（年金天引き）の人（65歳以上75歳未満のみの世帯で一定の条件を満たす人）は、年金より天引きとなりますが、申し出により普通徴収（口座振替）への変更もできます。

普通徴収の人の納期			
第1期	7月31日㈬	第5期	12月2日㈪
第2期	9月2日㈪	第6期	12月25日㈬
第3期	9月30日㈪	第7期	平成26年1月31日㈮
第4期	10月31日㈭	第8期	2月28日㈮

特別徴収の人の納期			
仮徴収	4月	徴収	10月
	6月		12月
	8月		平成26年2月

平成25年度

後期高齢者医療保険料

問い合わせ先 熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎096（368）6777
健康推進課 ☎0968（25）7218

後期高齢者医療保険料は、75歳以上の人が病気やけがをしたときに、安心して医療が受けられるように保険料を出し合い、お互いに助け合うための大切な財源です。

保険料額（年額）

均等割額（4万7900円）＋所得割額{（総所得金額－33万円）×所得割率（9・26％）}

軽減適用

所得が一定基準以下の場合や被用者保険（家族の社会保険など）の加入者に扶養されていた人は、保険料の負担が軽減されます。

9割軽減

世帯（被保険者と世帯主。以下同じ）の総所得金額などが基礎控除額（33万円）を超えず、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで、所得が0円となる世帯。

8・5割軽減

世帯の総所得金額などが「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯。

5割軽減

世帯の総所得金額などが「基礎控除額（33万円）」＋「24・5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」を超えない世帯。

2割軽減

世帯の総所得金額などが「基礎控除額（33万円）」＋「35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯。

所得割軽減

被保険者の総所得金額などが基礎控除額（33万円）＋58万円を超えない人。

被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた人も、後期高齢者医療制度では被保険者となり保険料を納めることになりますが、保険料の軽減措置があります。特例措置として、当分の間は保険料の均等割額が9割軽減されます（所得割額はかかりません）。

対象者 資格を得た日の前日に、被用者保険加入者に扶養されていた人。申請の際には被用者保険証（社会保険証など）をお持ちください。

後期高齢者医療保険料の納期限

7月に保険料決定通知書をお送りします。普通徴収（納付書または口座振替）の人は、年間の保険料額を8期に分けて支払っていただきます。納付書で納める人には、納期ごとに納付書をお送りします。口座振替の人は毎月25日ごろ口座から引き落とさせていただきます。

特別徴収（年金天引き）の人は、年金より天引きとなります。申し出により普通徴収（口座振替）への変更もできます。

※納期は国民健康保険税と同じです。右側ページ左下の納期をご覧ください。